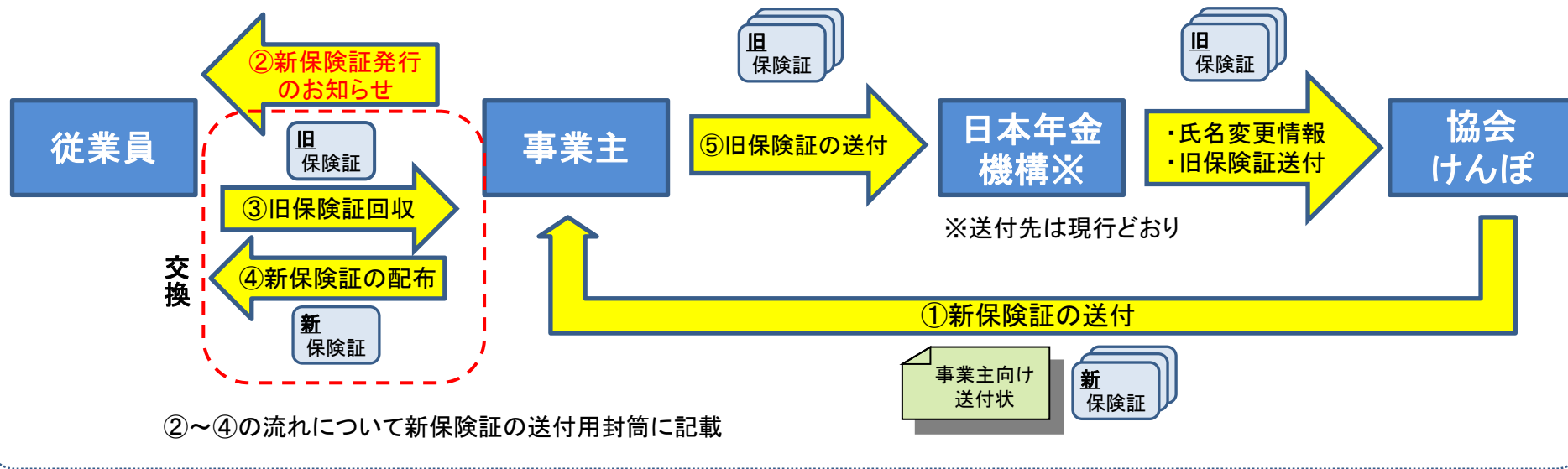


## 平成30年3月以降における当面の事務処理の流れ



① マイナンバーを活用することにより氏名変更情報が協会けんぽにて確認できたときは、新氏名が記載された保険証を自動作成し、毎月下旬頃に事業所にお届けします（同時期に他の方の資格取得届、被扶養者異動届、氏名変更届による新保険証が発行される場合には、同封されて送付されます。）。

②、③ 事業主の皆さまには、提出した届書（資格取得届、被扶養者異動届、氏名変更届）と受け取った新保険証を照合していただき、照合された保険証は従業員の皆さまへお渡しください。

届書と照合できない新保険証はマイナンバー連携による氏名変更分であるため、従業員の方に、マイナンバー連携による氏名変更届省略が制度的に行われるようになったことにより、新保険証が発行されたことのお知らせし、旧保険証を回収してください。（お知らせは協会けんぽHPでダウンロードすることができます）

④ 旧保険証と交換で新保険証をお渡し下さい。

注：新保険証到着後1か月程度経過しても従業員の方から旧保険証の提出がなかった場合は、ご加入の協会支部へ新保険証をご返送いただくことも可能です。